

福祉サービスの第三者評価基準（乳児院）

福祉サービスの基本方針と運営管理

1 福祉サービス実施の基本方針

- 1 - (1) 福祉サービスの実施に関する基本姿勢が明示されている。

- 1 - (1) - 施設における福祉サービスの理念に基づくサービス実施機関としての基本方針が明文化されており、その内容も適切である。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの理念が明文化されている。
 - イ) 理念に基づいた基本方針が明文化されている。
 - ウ) 理念には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - エ) 基本方針には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - オ) 基本方針には役割や機能などが具体的に記載されている。
 - カ) 理念、あるいは基本方針は、必要に応じて見直されている。

2 サービス実施機関の運営

- 2 - (1) 施設の運営が適切に行われている。

- 2 - (1) - 実施するサービスの質の向上や業務の改善に向けての検討が、定例的に行われ、業務の改善がなされている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの質の向上や業務の改善に向けて検討を行うための会議が定例的に開かれている。
 - イ) 質の向上や業務改善に向けた年間を通じて「業務改善提案書」を職員から募集するか、あるいは意見を聴取するためのアンケートなどを定例的に実施している。
 - ウ) 検討結果等に基づいて、実際に業務を改善している。
 - エ) 検討内容や結果が、記録されている。

- 2 - (1) - 施設のサービス内容等について、サービス評価基準を用いて自己評価を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 定例的に（年に複数回）サービスの自己評価を行っている。
 - イ) さまざまな職種の職員が参加し取り組んでいる。
 - ウ) 改善すべき点や改善方法の検討等について、職員で話し合っている。
 - エ) 「福祉サービスの適切な実施内容」などの評価を行う際には、必要に応じて保護者も参加している。

3 計画の策定

- 3 - (1) サービスの質の向上に向けた中・長期的な計画を策定している。

- 3 - (1) - 実施する福祉サービスの質に関する中・長期的な課題や問題点を把握し、それに対する取り組みの計画を策定、評価、見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する 3 年間程度の年次計画を策定している。
 - ウ) 中長期計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員の意見を聞き、その実施過程や結果について評価を行っている。
 - オ) その評価に基づき、本計画の継続や見直し及び新規計画の策定を行っている。

- 3 - (2) サービスの質の向上を意図した事業計画を策定している。

- 3 - (2) - 当該年度の事業計画が適切に策定されており、その実施状況に関する評価を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する単年度計画を具体的な内容で策定している。
 - ウ) 単年度計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員や児童の意見を聞き、その実施結果について評価を行っている。
 - オ) その評価を、次年度計画に活かしている。

- 3 - (3) 地域住民や関係機関等の福祉に対するニーズに対応している。

- 3 - (3) - 地域や関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行い、それに基づき新たな事業展開を図っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 地域の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - イ) 関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - ウ) 把握した福祉ニーズに基づき、新たな事業の企画や実施の時には、保護者に対して説明し、その意向を尊重している。
 - エ) 把握した福祉ニーズに基づいて、可能なものについては自施設における新たな事業に加えるなどの展開を図っている（準備を行っている）。

事業の内容：()

4 職員の資質向上

- 4 - (1) 職員の資質向上に向けた基本姿勢を確立している。

- 4 - (1) - 職員の資質向上に向けた基本姿勢が確立している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 職員の知識や技術等の修得に関する施設の目標を明文化している。
 - イ) その達成に向けて研修を推進するための担当者を設置している。
 - ウ) 職員一人ひとりの自己評価を実施し、職員としての自己目標を明確化している。
 - エ) 職員の資質向上のための資料・文献・情報を職員が活用できる体制となっている。
 - オ) 学会・各種研修・研究会等に職員を参加させている。
 - カ) 職業倫理の確立に向けた取り組みを実施している。

- 4 - (2) 職員の研修体制が確立している。

- 4 - (2) - 職員の研修ニーズを踏まえた研修計画に基づく研究機会を確保している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 職員ひとり一人について、どのような資質・技術を修得する必要があるか分析、検討が行われ、各自の研修目標を明確化している。
 - イ) それを踏まえた職員各自の研修計画が策定されている。
 - ウ) 施設全体の年間研修計画が策定されている。
 - エ) 職場内研修・訓練を定期的・定例的に実施している。
 - オ) 外部の研修会に積極的に参加している。
 - カ) 職員が外部の研修会等に参加した場合には、他の職員に還元させている。
 - キ) 研修成果の評価が行われ、次の研修計画に反映されている。

- 4 - (3) 職員に対するスーパービジョン体制が整備されている。

- 4 - (3) - 職員に対するスーパービジョン（訓練、指導、精神的援助等）が定例的かつ必要に応じて行われている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 職員に対するスーパービジョンを定例的に行っている。
 - イ) 職員がいつでも相談できるスーパービジョン担当者が施設内にいる。
 - ウ) 必要なときには外部の専門家や児童相談所の支援を受けられる体制を整備している。
 - エ) スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど資質の向上に努めている。

5 情報公開

- 5 - (1) 適切な情報公開に対する取り組みを行っている。

- 5 - (1) - 施設に関する情報・サービス等をわかりやすく適切に公開している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の運営理念・方針、公開可能な理事会議事録や運営予算等について、利用者や地域の関係機関等に公開している。
 - イ) 年報のような事業報告書等の閲覧が可能である。
 - ウ) 開示基準や具体的な方法に関する規程を整備している。
 - エ) その規程に基づいて情報開示を行っている。
 - オ) 情報を公開するにあたっては、相手にわかりやすく伝わるよう求められた内容について説明をしたり、インターネットを活用する等の工夫や配慮をしている。

6 安全・衛生管理

- 6 - (1) 安全管理・事故防止、衛生管理のための取り組みを行っている。

- 6 - (1) - 安全管理と事故防止について、積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内7つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つ～6つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを定期的に見直している。
 - ウ) 安全管理や事故防止に関する内部研修・訓練（避難訓練を含む）を定期的に行っている。
 - エ) 安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行っている。
 - オ) 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取り組みを組織的にしている。
 - カ) 施設内外の危険箇所について把握し、その安全対策を講じている。
 - キ) 万一事故が発生した場合には、事故の原因を明らかにして対策を検討し、事故防止に役立てている。
 - ク) 事故については、原因・対策等について、記録に残している。

- 6 - (1) - 施設内の衛生管理を十分に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内8つ以上を実施
- b) 以下の項目の内6つ～7つを実施
- c) 以下の項目の内5つ以下の実施
 - ア) 施設の実態に合わせた衛生管理に関するマニュアルを策定し、周知している。
 - イ) 衛生管理に関するマニュアルをマニュアルを定期的に見直している。
 - ウ) 害虫駆除を実施している。
 - エ) 調理器具や食器の洗浄・殺菌を行っている。
 - オ) 飲用水の水質検査を定期的に行っている。
 - カ) 食品の洗浄・加熱処理を適切に行っている。
 - キ) 居室、食堂等の清掃や消毒、ごみ処理を行っている
 - ク) ベッドを清潔にし、寝具類は定期的日光にあてるなど消毒と乾燥を行っている。
 - ケ) 玩具や遊具などを定期的洗浄したり日光にあてるなど清潔に保っている。

- 6 - (1) - 乳幼児の安全確保のための防犯について、積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 安全確保に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 防犯のための避難訓練等を実施している。
 - ウ) 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
 - エ) 地域に開かれた施設づくりは危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒らに施設開放に消極的にならないよう努めている。
 - オ) 施設開放に当たっては、利用者にパンフレットを配布するなどして、安全への配慮を行っている。
 - カ) 不審者の立入等、緊急時の安全確保に対する体制が整っている。

福祉サービスの基本方針と運営管理の特記事項

乳幼児の権利擁護

1 乳幼児の権利擁護

- 1 - (1) 常に乳幼児の最善の利益について熟考し、乳幼児の権利擁護を行っている。

- 1 - (1) - 施設長は、乳幼児の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する施設内外の研修に施設長自らが参加している。
 - ウ) ケース会議等に出席し、必要に応じて助言・指導を行っている。
 - エ) 定例的にケース記録に目を通し、適宜、必要な助言を行っている。
 - オ) 特に配慮を要する乳幼児について、職員より随時経過を報告させ、適切な助言・指導を行っている。
 - カ) 保護者からの苦情や意見を、施設長が把握している。
 - キ) 乳幼児に対する権利侵害を是認する職員に対して、施設長が厳しい指導を行っている。
 - ク) 乳幼児の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 職員は、乳幼児の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する外部研修会に参加している。
 - ウ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解している。
 - エ) 児童の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。
 - オ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解し、行わないように徹底している。
 - カ) 強制引取等の対応などにおいて、常に「乳幼児の最善の利益」の観点に立ち、乳幼児を擁護している。

- 1 - (1) - 体罰を行わないよう指導を徹底している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
 - イ) 具体的な例を示して体罰を禁止している。
 - ウ) 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
 - エ) 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 体罰があった場合を想定して、施設長が職員にその原因や体罰の方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがつくられている。
 - カ) 職員による体罰の禁止について、保護者に周知している。

- 1 - (1) - 乳幼児に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
 - イ) 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、保護者に周知している。
 - ウ) 不適切な関わりに迅速に対応できるように、乳幼児からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
 - エ) 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
 - カ) 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
 - キ) 不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず管理職等に報告することが明文化されている。
 - ク) 不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員にその原因や方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようなしくみがつくられている。

- 1 - (1) - 保護者からの要望などを検討したり、不満や不服を解決したりする仕組みが確立されている。

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 つ～ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて明文化している。
 - イ) 第三者が参加する苦情解決委員会等を設置している。
 - ウ) 意見箱の設置等、要望、不満、不服等を受け付ける仕組みを整えている。
 - エ) 要望、不満、不服等の意見は記録し、必ず管理職に伝えることが明文化されている。
 - オ) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて、口頭と文書双方で保護者に周知している。
 - カ) 出された要望については真摯な態度で迅速に検討を行っている。またすぐに応えることが難しい事柄でも職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - キ) 対応可能な場合にはできる限り速やかに対応するとともに、対応不可能な場合にはその理由等について保護者への詳細な説明や報告がなされている。
 - ク) 要望、不満、不服の内容について職員会議等で検討し、サービスの改善に活かしている。
 - ケ) 必要な場合には、児童相談所の職員を交えて、不満や不服の解決を図っている。
 - コ) 不満や不服の解決に関するデータを蓄積し、過去の経験を活かしている。

- 1 - (1) - 施設生活に対する要望、不満、不服など、保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 保護者が施設生活に対する要望、不満、不服等の意見を表明しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。
 - イ) 保護者と懇談する機会を持ち、不満、要望、希望等を聞いている。
 - ウ) 要望、不満、不服等の意見を聞いた場合には、その内容について丁寧に耳を傾けた上で、必ず事実確認を行っている。
 - エ) 施設生活に対する要望、不満、不服を児童相談所の児童福祉司や外部の主任児童委員等に相談できることを保護者に伝えている。
 - オ) 保護者が不満や問題を主体的に話し合う機会がある。
 - カ) 自分の気持ちを表現するのが苦手な幼児に対する配慮がなされている。

乳幼児の権利擁護の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

地域等との関係

1 地域社会との連携

- 1 - (1) 地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 地域活動への参加や支援等、施設が地域の一員としての役割を果たしている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設に対する理解を推進するため、定例的・継続的に発刊している広報紙を地域へ配布するなどによって、広報啓発活動を十分に実施している。
 - イ) 町内会、児童会、老人会など地域の諸団体と連絡をとり、施設の行事に地域住民を招待している。
 - ウ) 施設の職員が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
 - エ) 地域へ施設を開放するための規定を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供している。
 - オ) 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設サービスの趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

- 1 - (1) - ボランティアを受け入れるための体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) ボランティアの受け入れに関し、施設としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) ボランティアの受け入れにあたり、担当者を配置している。
 - ウ) ボランティアに対して必要な事前説明をしている。
 - エ) ボランティアの受け入れについて、広報が行われている
 - オ) ボランティアの登録が行われている
 - カ) ボランティアの受け入れについて、記録が整備されている。

- 1 - (2) 地域の社会資源との連携が確保されている。

- 1 - (2) - 必要な社会資源を明確にし、関係機関・団体等との連携を図るための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 施設の役割や機能を達成するために必要となる関係機関・団体等のリスト化を行っている。
 - イ) 関係機関との連携の担当者が決められている。
 - ウ) 関係機関とのかかわり方（対応マニュアル等）を明確にしている。
 - エ) 関係機関とは定期的に情報交換のための連絡会を開催している
 - オ) 必要に応じて、関係機関や地域内諸施設と事例検討会を実施している
 - カ) 関係機関とは、日頃から情報交換や行事への相互参加等の交流を行っている。

2 福祉人材の育成

- 2 - (1) 実習生の受け入れが適切に行われている。

- 2 - (1) - 実習生を受け入れるための体制が整っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 実習生の受け入れに対する機関としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) 実習生の受け入れにあたり、実習担当者を配置している。
 - ウ) 実習生の受け入れにあたり、説明用資料を作成し、オリエンテーションを行っている。
 - エ) 実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫をしている。
 - オ) 実習生にスーパービジョンや反省会等を実施している。
 - カ) 実習校との連携を密にしている。

地域等との関係の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービス実施過程の確立

1 サービス実施（養育）計画の管理

- 1 - (1) サービス実施（養育）計画に関する責任体制が明確である。

- 1 - (1) - サービス実施（自立支援）計画の作成、実施及び評価（見直し）に際して、責任体制や関係機関との連携が確立している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 乳幼児一人ひとりのサービス実施（養育）計画の作成を統括し、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めている。
 - イ) 関係職員の連携のもとに策定している。
 - ウ) 児童相談所との連携のもとに策定している。
 - エ) 必要に応じて関係機関と協議し、策定している。
 - オ) 定例的にケース会議を行っている。
 - カ) 特に配慮を要する課題が発生した場合など必要に応じてケース会議を行っている。

- 1 - (2) 乳幼児やその家族を尊重したサービス実施（養育）計画を作成している。

- 1 - (2) - サービス実施（養育）計画の作成や見直しにおいて、保護者の意向に配慮し、「説明」と「同意」を徹底している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービス実施（養育）計画の作成や見直しにおいて、乳幼児の発達段階や能力に応じた意向であることへの考慮をした上で、保護者の意向を記録し配慮している。
 - イ) 幼児など代弁者が必要な場合には代弁機能を確保している。
 - ウ) サービス実施（養育）計画の作成や見直しにおいて、保護者の適正な意向を配慮している。
 - エ) 保護者に説明し、同意を得ている。

2 サービス実施（養育）計画の策定

- 2 - (1) 一人ひとりの乳幼児についてアセスメントを行い、サービス実施（養育）計画を策定している。

- 2 - (1) - 一人ひとりの乳幼児についてアセスメントを行い、それに基づき具体的なサービス実施（養育）計画を策定している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 一人ひとりの乳幼児について、発達状況や生活状況といった必要な情報の確認を行っている。
 - イ) 必要な情報の不足や疑義のある情報がある場合には、児童相談所と協議し情報収集や確認を行っている。
 - ウ) 把握できた情報に基づき、総合的な分析・検討により優先的・重点的な課題を具体的に明示している。
 - エ) 乳幼児一人ひとりのアセスメントに基づき、具体的な目標とサービス実施計画を立てている。
 - オ) サービス実施（養育）計画は、少なくとも乳幼児に対する直接的な援助と家庭支援等の二つの面について策定されている。

3 サービスの実施

- 3 - (1) 機関が行うサービスの標準化と記録の整備が図られている。

- 3 - (1) - 機関における個々のサービスについて、標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められ、その実施に関わる記録が整備されている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービスの一貫性や一定水準を確保し、職員間で格差が生じないようにするために、職員間で共有されるべき標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められている。
 - イ) 原則として要領等に基づき実際のサービス実施が展開されている。
 - ウ) 標準的な自立支援（養育）要領や方法について定例的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
 - エ) 一人ひとりの乳幼児について、そのサービス実施（養育）計画の実施状況が記録されている。
 - オ) 記録は、乳幼児の状況及びサービス実施状況の変化等について把握できる内容となっている。

4 評価・見直し

- 4 - (1) サービスの実施に関する評価及び見直しを行っている。

- 4 - (1) - サービスの実施状況に関する評価（振り返り）がなされ、これに基づいてサービス実施（養育）計画の見直しが行われている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つを実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 乳幼児の情報を踏まえ、定例的かつ必要に応じて、設定されている目標に対する実施・達成状況の評価している。
 - イ) 評価は、多くの他職種の職員の評価を総合して行っている。
 - ウ) 評価に基づいて、サービス実施（養育）計画の見直しが行われている。

福祉サービス実施過程の確立の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービスの適切な実施

1. 援助の基本

-1-(1) 乳幼児の援助に対する基本的な姿勢について配慮し、支援している。

-1-(1)- 乳幼児と職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の乳幼児の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 乳幼児に対する受容的・支持的関わりを心がけている。
 - イ) 乳幼児に接しながら、求めているものが何であるのかを理解し、適切に対応できるように努めている。
 - ウ) 職員と乳幼児が個別にふれあう時間を確保している。
 - エ) 小集団での養育が行われている。
 - オ) 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるように努めている。
 - カ) ゆったりと話しかけることなどによって、保育者とのコミュニケーションが楽しいものになるよう努めている。

-1-(1)- 職務上職員が知り得た個人情報について秘密保持を徹底している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 個人情報の取扱いや守秘義務について、規程を定め、管理できる体制ができている。
 - イ) ケース記録等の個人情報については、鍵のかかる場所に保管している。
 - ウ) 個人情報の取扱いや守秘義務について、職員が周知している。
 - エ) ボランティア・実習生・見学者の受け入れに際しては、プライバシーの保護について方針を示し、それが確実に守られている。
 - オ) 個人情報の取扱いに関する研修に参加している。

-1-(1)- 適切な乳幼児の援助を行うため、職員間で打ち合わせをするなど引き継ぎ体制が確立している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つを実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 乳幼児の状況の変化等に関する情報が、担当職員や責任者に確実に伝達されるための体制を整備している。
 - イ) ひとり一人の乳幼児について、担当者間で書面と口頭の両方による引継が行われている。
 - ウ) 乳幼児や施設全体の動きについて、施設全体に情報が行き渡るように、書面と口頭の両方による引継が行われている。

2 入所時の対応

- 2 - (1) 入所前の援助が適切に行われている。

- 2 - (1) - 児童相談所と連携しながら、乳幼児、保護者及びその家族の状況を把握し受け入れ準備を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 児童相談所と連携して、援助に必要な乳幼児、保護者及びその家族に関する情報を得ており、不十分な場合にはすぐに補完している。
 - イ) 入所前協議を行い、入所予定乳幼児の受け入れ準備や初期の処遇について検討している。
 - ウ) 入所前の見学などに適切な対応をしている。
 - エ) 施設全体が入所予定の乳幼児との出会いを楽しみに受け入れ準備を行っている。
 - オ) 協議において決まった担当職員は、繊細な配慮により、部屋・靴箱・ロッカーに名前を入れる等の準備を行っている。
 - カ) 緊急一時的な入所に際しての準備体制がある。但し、緊急一時入所が多く、準備が十分にできない場合は入所後に補完している。

- 2 - (2) 入所時の援助が適切に行われている。

- 2 - (2) - 入所の際に、保護者等に対して適切な情報提供を行うなど、乳幼児や保護者の不安を解消し施設生活を理解できるよう適切な援助を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 乳幼児が入所することを歓迎している温か味のある雰囲気の中で、乳幼児に安心感を与えるような配慮がなされている。
 - イ) 乳幼児の長所・能力、日常生活の癖、食べ物の好き嫌い、病歴等、援助にあたって留意すべき乳幼児の情報を得ている。
 - ウ) 施設での生活について、パンフレット・ビデオ等を用いて保護者に説明している。
 - エ) 保護者等に施設の運営方針、援助方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則や保護者からの衣類、玩具、学用品、小遣い等の取扱等について具体的に説明し、納得してもらっている。
 - オ) 乳幼児の負傷、病気等の際の対応について説明している。
 - カ) 予防接種などについては十分に説明し、事前に承諾書をとっている。
 - キ) 親しみやすい言葉かけをしたり、目線の高さを合わせて話をするなど、乳幼児の気持ちを理解し共感するよう取り組んでいる。
 - ク) 適切な養育を行うため、転出証明、母子健康手帳、健康保険証、国籍を証明する書類、所持品等の確認をしている。

3 日常生活の援助

- 3 - (1)乳幼児の状況にあわせた睡眠環境等に配慮している。

-3-(1) - 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫をしてる。

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つ以上を実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)睡眠時の状況を定時的に観察している。
 - イ)安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌ったり、軽くたたいている。
 - ウ)さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに目線を合わせてやさしく声をかけている。
 - エ)静かな環境を作っている。
 - オ)寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。

-3-(1) - 快適な睡眠環境を整えるように工夫をしている。

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し適温・適湿を保っている。
 - イ)ベッドの柵の高さは乳幼児の成長に合わせて適正にしている。
 - ウ)肌に触れる寝具は綿素材を用いている。
 - エ)敷布団は硬めで薄いものを用いている。

-3-(1) - 気候や場面、発達に応じた適切な衣類管理を行っている。

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つ以上を実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。
 - イ)乳幼児の体型を考慮し、活動を障害せず、着脱が容易なものを使用している。
 - ウ)気候調節への配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。
 - エ)寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。
 - オ)衣類は個別化し、個人別に収納している。

-3-(1) - 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)原則として入浴・沐浴を毎日している。
 - イ)養育者が一緒に入浴している。
 - ウ)入浴・沐浴に際し、おもちゃが適度に用意してある。
 - エ)タオル・バスタオルは十分に洗濯・乾燥して常に清潔が保たれている。

-3-(2)乳幼児の食事に適切な配慮を行っている。

-3-(2) - 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

【判断基準】

- a)以下の項目の内3つを実施
- b)以下の項目の内2つを実施
- c)以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア)1ヶ月以上児については自立授乳を基本にして、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。
 - イ)授乳は、乳幼児を抱きながら、目を合わせ、やさしく言葉をかけている。
 - ウ)授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。

-3-(2) - 離乳食を進めるに際しては十分な配慮をしている。

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)ミルク以外のスープや果汁なども少しずつ経験させている。
 - イ)個々の状態に合わせて離乳を開始し、さまざまな食べ物に慣れさせている。
 - ウ)食事をいやがったり遊び出してしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。
 - エ)噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。

-3-(2) - 食事がおいしく楽しく食べられるように工夫している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
 - イ) 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、美味しく楽しく食べられるように言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。
 - ウ) 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。
 - エ) 好き嫌いを無くす工夫や偏食指導については、乳幼児に苦痛を与えるほどの無理がないようにしている。
 - オ) 乳幼児が食べやすいように、テーブル、椅子の高さを適切に調整している。
 - カ) 朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。
 - キ) 乳幼児の嗜好を把握して献立に反映している。

-3-(2) - 栄養管理に十分な注意が払われている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つを実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。
 - イ) 乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
 - ウ) 残滓調査を行うなど栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。

-3-(3) 個別な児童の健康管理に適切に対応する体制をとっている。

-3-(3) - 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 健康観察記録を行い、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
 - イ) 人工乳や離乳食を開始した当初には、発疹などのアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談している。
 - ウ) 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。
 - エ) 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。
 - オ) 体温測定とその評価法などの日常的な健康管理に関するマニュアルを作成している。

-3-(3) - 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

【判断基準】

- a)以下の項目の内5つ以上を実施
- b)以下の項目の内4つを実施
- c)以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア)健康観察記録を行い、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
 - イ)服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。
 - ウ)専門医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じたりハビリテーションや早期療育プログラム等の発達支援プログラムを作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。
 - エ)専門医による定例的な診断を受けている。
 - オ)異常所見がみられた場合には、速やかに主治医に相談できる連絡体制をとっている。
 - カ)乳幼児突然死症候群の予防に配慮した取り組みを行っている。

-3-(3) - 感染症等の集団発生に対して適切な防止策を講じている。

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)病児を隔離室等に移す等の病児と他児の直接接触を避けるため方策をとっている。
 - イ)乳幼児の発熱が起きた場合、室内の病原体濃度を希釈するために室内の換気回数を多くしている。
 - ウ)乳幼児の下痢や嘔吐が発生した場合、流水ブラッシングや消毒液などによる手洗いをしている。
 - エ)乳幼児が伝染病に感染した場合には直ちに囑託医・保護者に連絡をとるとともに、囑託医の指示のもとに隔離などの処置を行い、保健所等行政機関に連絡するように指針が定められている。

-3-(4)発達段階に応じた支援を行っている。

-3-(4) - 幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をさするなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。
 - イ)発達段階に応じて、排泄への興味を持てるように配慮している。
 - ウ)発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便器に座らせるなどして自分から便器に座る意欲を持てるように配慮している。
 - エ)発達段階に応じて、個々の幼児のリズムに合わせて誘導を行っている。

-3-(4) - 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 腹ばいやたて抱きなどをして乳幼児の視野を広げるように工夫をしている。
 - イ) 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫をしている。
 - ウ) 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。
 - エ) 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかわりができるように配慮している。
 - オ) 楽しく遊ぶことができるよう心がけている。
 - カ) 玩具の一部については個別化を認めている。

-3-(4) - 乳幼児と愛着関係を築くように努めている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 日常保育における「養育担当制」を行っている。
 - イ) 乳児期を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとっている。
 - ウ) 担当保育者と個別な関わりを持つことができる時間を確保している。
 - エ) どの乳幼児も保護者、あるいは担当保育者、精神里親等、特定のおとなと個別の関わりを持つことができる体制が整備されている。

4 家族との関係

- 4 -(1) 家族とのつながりに配慮している。

- 4 -(1)-20 児童相談所と連携し、乳幼児と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
 - イ) 施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
 - ウ) 養育計画について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
 - エ) 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
 - オ) 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりを発見に努めている。
 - カ) 乳幼児の日常生活の様子について家族に伝えている。
 - キ) 乳幼児に関係する地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 面会、外出、一時帰宅については、規程を設けている。
 - イ) 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
 - ウ) 一時帰宅については、児童相談所と協議して行っている。
 - エ) 親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。
 - オ) 乳幼児や保護者の状況を考慮して、乳幼児にも保護者にも無理がないように面会や外泊を計画している。
 - カ) 保護者の面会が定例的になるように、さまざまな方法で呼びかけるようにしている。
 - キ) 乳幼児への愛着が芽生えるように、面会や外泊を通して保護者に養育に関わってもらっている。
 - ク) 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族による不適切な関わりの発見に努めている。

5 退所時の対応

- 5 - (1) 退所前の援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 ～ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 外泊の予定を立てて家で過ごす時間を少しずつ増やしていくようにしている。
 - イ) 乳幼児の養育に必要なものをそろえるなど、環境の整備を進めるように保護者に働きかけている。
 - ウ) 乳幼児の睡眠の傾向を知ってもらう・沐浴の練習をしてもらう等、保護者に日常生活での育児の練習をしてもらっている。
 - エ) 引き取りを前提とした外泊を行う場合には、児童相談所に経過を伝えている。
 - オ) 措置変更の際して、保護者と連絡をとりながら、乳幼児の発達段階や家庭の状況を考慮し、児童相談所と協議している。
 - カ) 家庭復帰に関して専任の職員（家庭支援専門相談員）や担当職員を配置している。
 - キ) 家庭支援のために利用できる地域資源について保護者に説明している。
 - ク) 保護者をサポートする親族がいる場合には、親族に援助を求めるように勧めている、あるいは保護者の理解を得て連絡をとっている。
 - ケ) 他機関との連携や社会資源の活用など、多角的な援助体制を整備している。

- 5 - (1) - 23 退所後の生活がスムーズに行われるよう退所時に十分な援助を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 保護者の元へ帰る乳幼児については、継続した養育がスムーズに行われるよう、入所中の乳幼児に関する情報を保護者や関係機関に十分伝えている。
 - イ) 転出証明、母子健康手帳、健康保険証、アルバムなど必要なものを返却し、その際に保護者と施設が相互に書類上で確認している。
 - ウ) 乳幼児や保護者と連絡が取れるように、退所後の住所や電話番号等を確認している。
 - エ) 保護者の要請があればいつでも相談にのれる体制であることを伝えている。
 - オ) 退所は、原則として担当児童福祉司の立会いのうえで行っている。

- 5 - (1) - 24 家庭復帰に向けて、乳幼児と家族及び児童相談所への連絡調整機能を果たしている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 乳幼児個々の家庭復帰への目標づくりと達成度の確認を行っている。
 - イ) 乳幼児の成長の様子を、保護者や児童福祉司に定例的に報告している。
 - ウ) 乳幼児の成長、発達に併せた保護者との関係づくりを援助している。
 - エ) 乳幼児の家庭復帰に向けた家族の目標を、施設も共有している。
 - オ) 家庭復帰に際し、保育者等との分離不安に配慮している。
 - カ) 乳幼児、保護者及び児童相談所への連絡調整の担当職員を決めている。

- 5 - (1) - 25 児童福祉施設等へ措置変更する場合には、乳幼児と家族、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整機能を果たしている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 乳幼児の措置変更について事前に保護者がきちんと納得できる説明をしている。
 - イ) 措置変更先の施設などを見学させる等、措置変更先の施設等について保護者に情報提供している。
 - ウ) 面会を行う等、措置変更先の施設職員や里親と保護者との関係づくりを援助している。
 - エ) 面会を行う等、乳幼児が措置変更先の施設等にスムーズに適応できるよう援助している。
 - オ) 措置変更に際し、保育士や看護婦等との分離不安に配慮している。
 - カ) 乳幼児、保護者、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整の担当職員を決めている。

- 5 - (1) - 26 保護者のニーズ等に応じて、電話や訪問などにより、積極的に退所後の援助を行っている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 電話・来園等の機会を通じて、退所した乳幼児の状況を把握するように努めている。
 - イ) 保護者との連絡をとり、家庭に戻った乳幼児が安定して生活できるよう、相談・援助を行っている。また、必要に応じて児童福祉司等、関係者の協力も得ている。
 - ウ) 退所後数年が経過した乳幼児についても継続的にアフターケアを行う体制がある。
 - エ) 退所した乳幼児の保護者が相談しやすい雰囲気をつくっている。
 - オ) 里親に対しては、継続的面談や家庭訪問を行い、援助、助言を行っている。また、状況に応じて、児童相談所に報告している。

福祉サービスの適切な実施の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービスの独自性及び向上性

1 福祉サービスの独自性

- 1 - (1) 施設の福祉サービスにおいて独自の取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 施設などの機能を活かした独自の福祉サービスに、積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設として独自の福祉サービスを展開している。
独自の福祉サービス(事業)の内容 その1 ()
 - イ) 独自の福祉サービス(事業)の内容 その2 ()
 - ウ) 独自の福祉サービス(事業)の内容 その3 ()
 - エ) いずれかの独自の福祉サービスにおいて具体的な実績・成果をあげている。

2 福祉サービスの向上性

- 2 - (1) 施設における福祉サービスの質を向上させている。

- 2 - (1) - 具体的な目標や課題に対して積極的に取り組み、福祉サービスの質を向上させている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 具体的な目標や課題を設定し、積極的に取り組んでいる。
 - イ) 具体的な実績・成果をあげ、福祉サービスの質を向上させている。
向上した具体的な目標や課題 その1 ()
 - ウ) 向上した具体的な目標や課題 その2 ()
 - エ) 向上した具体的な目標や課題 その3 ()

福祉サービスの独自性及び向上性の特記事項

